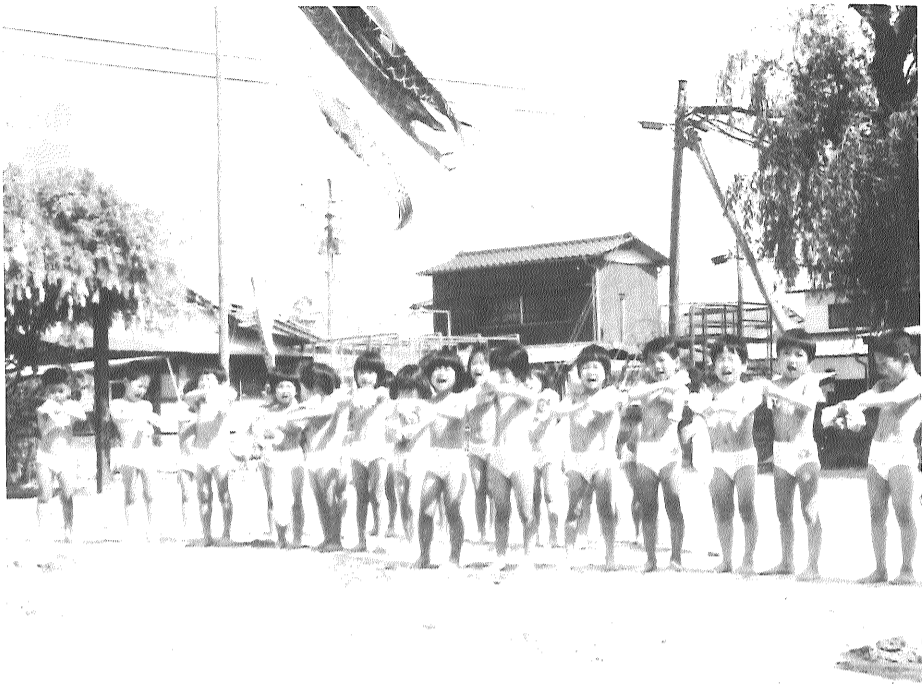


# 国民健康保険 特集号

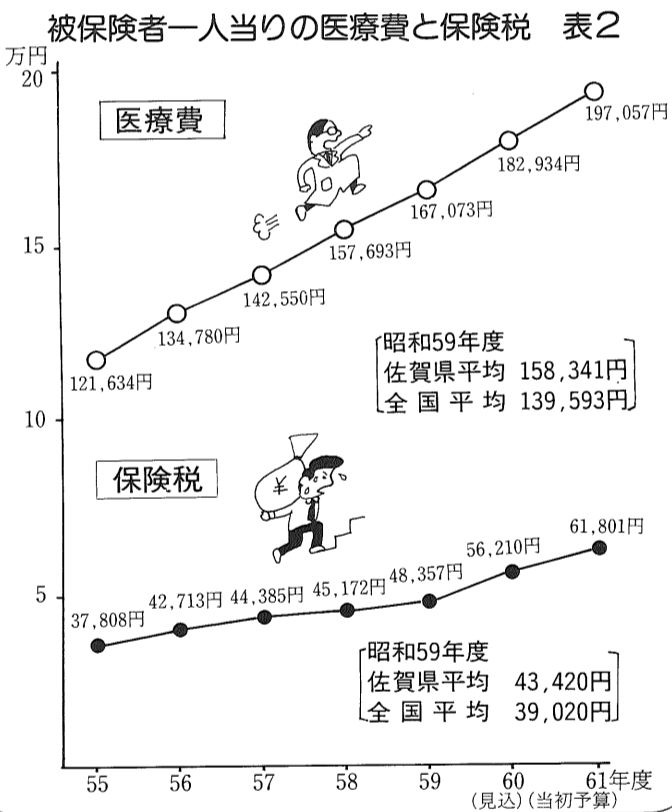
昭和61年6月16日発行

# さが市報

発行所 佐賀市役所  
(代表電話 293151)  
〒840 佐賀市栄町1番1号  
編集 保険年金課  
4月30日 国保世帯数 22,123  
現在 被保険者数 57,628人



小さいときから身体をきたえよう  
(はだか体操——若葉保育園のよい子たち)



佐賀市の国保財政は、この数年の医療費の急増に加え、収入源では、医療保険制度の改革にともない、国の補助金が大幅に削減されたことなどにより、大きな危機にひんしています。国民健康保険は、家族のみなさんが安心して健康な暮らしを営むための制度で、今後も維持して行かなくてはなりません。これにはみなさん一人ひとりの健康管理に加え、保険料の完納が大切な要件になります。なにとぞ国保の実情をご理解のうえ、運営の健全化へ、一層のご協力を、お願いいたします。

わたしたちは、いつ何どき、病気になったりけがをするか分かりません。そして多額の医療費が必要となれば、家計の負担も重く、安心して治療に専念することができません。国民健康保険税は、こうゆう時のために役立てるお金です。ところが――

## みんなの国保です

### 健全な運営にご協力を



何よりも



健康第一

増加しています。このため六十一年度の保険税は、今後の医療費を推計して止むをえず、税率を前年度より八・五%引きあげ、一世帯あたり平均年額十五万九千円、一人あたり六万一千円に変わりました。くわしい税額計算については(表1)のとおりです。

全国でも上位占める一人当たりの医療費。国保の運営は、みなさん一人ひとりの健康のために、医療費が増えれば当然保険税も増えることとなります。六十一年度の一人あたりの医療費は、約十八万三千円(表2)と

### 積極的な納税を

保険税の納付は、個人で銀行、郵便局、農協等の窓口で納める自主納税のほか、団体納付、口座振替等があります。

### ◎ 保険税の計算のしかた (表1)

区分	年度	60年度	61年度
①所得割額	(前年の総所得金額-基礎控除(26万円))×税率	税率 $\frac{10}{100}$	税率 $\frac{11.3}{100}$
②均等割額	被保険者1人当たり	17,000円	19,700円
③平等割額	1世帯当たり	23,000円	26,600円

年税額は①+②+③の合計額で最高限度額は、35万円が37万円になりました。

※低所得者には保険税が減額されます。

国保に加入されている方の中には、所得の低い方もいます。そこで、低所得者の税負担を少しでも軽くするために、均等割と平等割から一定額を減額しています。

(A)昭和60年中の総所得金額が、27万円以下の世帯の場合

- 1人につき19,700円のうち10,200円を減額します。
- 1世帯につき26,600円のうち13,800円を減額します。

(B)昭和60年中の総所得金額が、世帯主を除いた被保険者数×20万円+27万円以下の世帯の場合

- 1人につき19,700円のうち6,800円を減額します。
- 1世帯につき26,600円のうち9,200円を減額します。

### 国民健康保険税の納期

第1期	6月30日	第6期	12月1日
第2期	7月31日	第7期	1月5日
第3期	9月1日	第8期	1月31日
第4期	9月30日	第9期	2月28日
第5期	10月31日	第10期	3月31日

※国保税のお問い合わせは  
保険年金課業務係  
電話24-3151内線334へ

### 滞納者には差し押え処分も

保険税を納めずに、そのままにしておく法律によって、不動産や、電話加入権、債権などの差し押え処分を受けることにもなりますので、このようなことがないように、ご理解とご協力をお願いします。

### 毎月、第一日曜日は 保険税の納税相談日

保険税の滞納世帯には市職員が訪問し納税相談を行っています。また、毎月、第一日曜日(午前9時~午後4時)には、市役所1階⑥番窓口で納税相談を行っています。失業などで納入が困難な場合は、納期の延長や納付回数を増やすなどの相談にも応じますので、ぜひ相談においでください。

